

# 令和6年度集団指導 地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護事業者向け資料

徳島市 健康福祉部  
高齢介護課 管理係

# 目次

1	はじめに	P.3
2	令和6年度報酬改定事項	P.7
3	運営指導における指導事項	P.13
4	よくある問い合わせ	P.20
5	事故報告について	P.23
6	介護職員等処遇改善加算について	P.33
7	関係法令	P.39

# ① はじめに

令和6年度集団指導を受講するに当たっての注意事項をお知らせします。  
基本的には昨年度と同様の資料閲覧方式です。

# 集団指導とは

## 集団指導

正確な情報の伝達・共有による不正等の行為の未然防止を目的として、講習等の方法により行うもの。

## 運営指導

介護保険施設等ごとに、介護サービスの質、運営体制、介護報酬請求の実施状況等の確認のため、原則、実地で行うもの。

- ・本市が行う指導には「集団指導」と「運営指導」の2つの方法があります。
- ・**この資料により実施する指導は「集団指導」**で、本市が指定する地域密着型サービス事業所を対象として、毎年度1回実施しています。
- ・運営指導につきましては、事業所ごとに、指定有効期間（6年）中に1回以上行うことを目標として実施しています。

# 受講にあたっての注意事項

- ・原則として、**管理者**が受講してください。
- ・**必ず事業所ごと**又は**サービス種別ごと**に受講報告してください。  
(複数の事業所を1名の管理者を兼務している場合であっても、それぞれの事業所ごとに受講報告が必要です。)
- ・受講票の提出をもって令和6年度の集団指導を受講したものとします。  
**期限内に提出がない場合、来年度の運営指導を優先的に行う対象とする場合があります。**
- ・指導内容についてご質問がある場合は、受講報告時の質問欄に記入してください。  
その際は、どの内容に対しての質問なのか表記してください。(例 資料〇ページの〇〇について…)  
後日、ホームページへの掲載により回答させていただきます。
- ・今後の集団指導の参考とするため、ご意見ご要望があれば記入してください。

# 受講報告について

受講状況を確認するため、資料確認後、  
電子回答フォームから受講報告をしてください。

○提出期限：**令和7年3月31日（月）**

○提出方法：電子回答のみ

電子回答フォーム（ <https://logoform.jp/form/fZa2/947644> ）

右記のQRコードからもアクセスできます。

○掲載場所：徳島市ホームページ

トップページ > 健康・福祉 > 事業者向け > 徳島市介護サービス事業者集団指導

> 令和6年度徳島市介護サービス事業者集団指導

※どうしても電子回答が難しい場合は、管理係までお問い合わせください。

電子回答フォーム



② 令和6年報酬改定事項  
【経過措置あり】

# 協力医療機関に関する届出について

**令和7年4月1日から義務化**

協力医療機関の名称、確認した入所者の急変時等の対応方法等を記載した届出書を1年に1回以上、本市に届け出る必要があります。  
協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに本市に届け出が必要です。

## **【基準第152条第2項】**

指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

## **【解釈通知】（抜粋）**

協力医療機関の名称や契約内容の変更があった場合には、速やかに指定権者に届け出ること。

# 掲示について

**令和7年4月1日から適用**

重要事項のウェブサイトへの掲載が義務化になります。

【ウェブサイトとは】

法人のホームページ等または介護サービス情報公表システムのことをいいます。

**【基準第3条の3 2 第3項】**

指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

# 協力医療機関との連携について

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ下記の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第三号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）を定めておかなければいけません。

**令和9年3月31日までは努力義務**

- 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- 二 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- 三 入所者の病状が急変した場合において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

※協力医療機関連携加算を算定する場合は、協力医療機関を定める必要があります。

# 利用者の安全等方策検討委員会について

事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的開催しなければなりません。

**令和9年3月31日までは努力義務**

## 【留意事項】

- ・委員会のメンバーは、幅広い職種で構成することが望ましく、外部の専門家を活用することも可。
- ・委員会の開催が形骸化することがないよう留意した上で、各事業所の状況を踏まえ、適切な開催頻度を定めることが望ましい。
- ・開催に当たっては、厚生労働省老健局高齢者支援課「介護サービス事業における生産性向上に資するガイドライン」等を参考に取組みを進めることが望ましい。
- ・テレビ電話装置等を活用して行うことも可。
- ・他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えない。

# 運営基準で定められた研修・訓練・委員会の頻度

## 業務継続計画（災害/感染症）について

研 修	年 2 回以上 + 新規採用時 (感染症) 感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可
訓 練	年 2 回以上 (感染症) 感染症の予防及びまん延防止のための研修と一体的に実施可 (災害) 非常災害対策に係る訓練と一体的に実施可

## 事故発生防止について

事故発生の防止のための検討委員会	定期的に
研 修	年 2 回以上 + 新規採用時

## 感染症の予防及びまん延防止について

感染対策委員会	3 月に 1 回以上 ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業所との連携でも可
研 修	年 2 回以上 + 新規採用時
訓 練	年 2 回以上

## 虐待の防止について

虐待防止対策委員会	定期的に ※他の会議体と一体的でも可 ※他サービス事業所との連携でも可
研 修	年 2 回以上 + 新規採用時

## 身体的拘束等の適正化について

身体的拘束適正化検討委員会	3 月に 1 回以上
研 修	年 2 回以上 + 新規採用時

## ③ 運営指導における指導事項

これまでに実施した運営指導において、実際にあった指導事項をお知らせします。  
運営指導が実施されなかった事業所におかれましても、今後の参考にしてください。

# 運営指導の指導事項①

✕ 身体的拘束等の事例がないため、身体的拘束等適正化検討委員会を3月に1回以上開催していなかった。

➡ ○ 身体的拘束等の実施の有無に関わらず、身体的拘束等の適正化を図るための措置を行うことが必要です。  
実施されていない場合は、身体拘束廃止未実施減算の適用となります。

## 【基準第162条第8項第1号（指定地域密着型介護老人福祉施設入賞者生活介護の取扱方針）】

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

## 運営指導の指導事項②

× 第二種協定指定医療機関である協力医療機関との間で、新興感染症の発生時の対応について協議が行われていなかった。

↳ ○ 協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合には、入所者の病状が急変した場合等の対応の確認と合わせ、新興感染症の発生時等における対応について協議を行わなければなりません。

### 【基準第152条第4項（協力医療機関等）】

指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

## 運営指導の指導事項③

- ✕ ●地域密着型施設サービス計画について、入所者の同意を得られていなかった。
- 同意日が記載されていなかった。

↳ ○ 入所者の家族ではなく、入所者の同意を得ること。  
また、同意を得た日付を必ず記載すること。

### 【基準第138条第7項（地域密着型施設サービス計画の作成）】

計画担当介護支援専門員は、地域密着型施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に対して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。

## 運営指導の指導事項④

✕ 訪問歯科衛生指導料を3回以上算定した月に、口腔衛生管理加算（I）を算定していた。

➡ ○ 医療保険において訪問歯科衛生指導料を3回以上算定した月は、口腔衛生管理加算（I）を算定できません。

### 【留意事項通知第2の8(31)⑥】

本加算は、医療保険において歯科訪問診療料が算定された日の属する月であっても算定できるが、訪問歯科衛生指導料が算定された日の属する月においては、訪問歯科衛生指導料が3回以上（令和6年6月以降、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号）別表第二歯科診療報酬点数表の区分番号c001に掲げる訪問歯科衛生指導料の「注2」に規定する緩和ケアを実施するもの場合は、7回以上）算定された場合には算定できない。

## 運営指導の指導事項⑤

✕ 個別機能訓練加算（Ⅰ）において、配置された機能訓練指導員が非常勤であった。

↳ ○ 専ら職務に従事する機能訓練指導員は、常勤でなければなりません。

### 【厚生労働大臣が定める基準 大臣基準告示・六十三の三の二】

専ら機能訓練指導員の職務に従事する**常勤**の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」）を1名以上配置しているものであること。

## 運営指導の指導事項⑥

✕ 運営規程の虐待の防止のための措置に関する事項に、虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等が記載されていない。

➤ ○ 虐待の防止のための措置に関する事項には、必ず下記3点を盛り込むこと。

- ①責任者の選定
- ②従業者への研修方法や研修計画等
- ③虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等

組織内の体制（責任者の選定、従業者への研修方法や研修計画等）や虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合の対応方法等を指す内容であること。

## ④ よくある問い合わせ

よく問い合わせを受ける事項について、お知らせします。

## (1) 協力医療機関について

### 【よくある問い合わせ】

Q. 協力医療機関として想定される医療機関はどのようなものか。

A. 連携する医療機関としては、次のような在宅医療を支援する地域の医療機関が想定されています。

- ・在宅療養支援病院
- ・在宅療養支援診療所
- ・地域包括ケア病棟（200床未満）を持つ医療機関
- ・在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関 等

※令和6年度診療報酬改定において新設される地域包括医療病棟を持つ医療機関は、上記の在宅療養支援病院を除き、連携の対象として想定される医療機関には含まれないため留意すること。

## (2) 変更届の提出について

### 【よくある問い合わせ】

Q. どのような場合に、変更届の提出が必要か。

A. 以下の場合に変更届の提出が必要です。

- |                           |                     |
|---------------------------|---------------------|
| (1) 代表者（開設者）の変更           | (7) 登記事項の変更         |
| (2) 法人の代表者氏名や住所の変更        | (8) 事業所の名称・所在地      |
| (3) 管理者・計画作成担当者の交代        | (9) 事業所の増改築         |
| (4) 管理者・計画作成担当者の氏名又は住所の変更 | (10) 協力医療機関、連携施設の変更 |
| (5) 法人の名称・所在地の変更          | (11) 運営規程の内容の変更     |
| (6) 法人区分の変更               |                     |

※「変更届」に添付が必要な書類については、本市ホームページを参照してください。

※ 上記 (5)・(6) については、廃止及び新規指定の手続きが必要になる場合がありますので、お早めにご相談ください。

※ 上記 (8) については、事業所番号が変更になる場合がありますので、お早めにご相談ください。



**変更後 10日以内**に変更届を提出してください。※変更前の提出も可能です。

## ④ 事故報告について

本市では、受理した事故報告の情報を収集・分析・公表し、安全対策に有用な情報として共有することにより、事業所における介護事故の発生・再発の防止及び介護サービスの改善・質の向上に資することを目的とし、事故報告の集計結果をお知らせしています。

# 報告書の提出が必要な事故について

事故報告書は以下の場合に提出が必要です。

## (1) サービスの提供による利用者のけが等又は死亡事故の発生

- ① 「サービスの提供による」とは、送迎、通院等の間の事故を含むものとし、通所、入所及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。
- ② けが等については、医療機関の受診を要したものを報告すること。また、けが等の対象には、異食、誤嚥、誤薬等の発生により、医療機関を受診したものを含むものとする。
- ③ 事業者側の過失の有無に関わらず、②に該当する場合は報告すること。
- ④ 利用者が病気等により死亡した場合でも、死因等に疑義が生じる可能性がある場合は報告すること。

## (2) 職員（従業者）の法令違反、不祥事の発生

<具体例> 送迎中の無免許運転、利用者等の個人情報の流出等利用者の処遇に影響があるもの（利用者からの預り金の横領など）

## (3) その他、報告が必要と認められる事故の発生

<具体例> 離設

# 事故報告書の提出について

**提出は事故後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出**

介護事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係者への連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければなりません。

なお、**5日以内に報告書を提出できない場合は、代わりに電話等による報告（第一報）を上記5日以内に行い、後日、事故報告書（第二報又は最終報告）を提出**してください。

## 〈様式掲載場所〉

徳島市ホームページ 「介護保険事業者における事故報告について」

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko\\_fukushi/jigyosha/jikohoukoku.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/jigyosha/jikohoukoku.html)



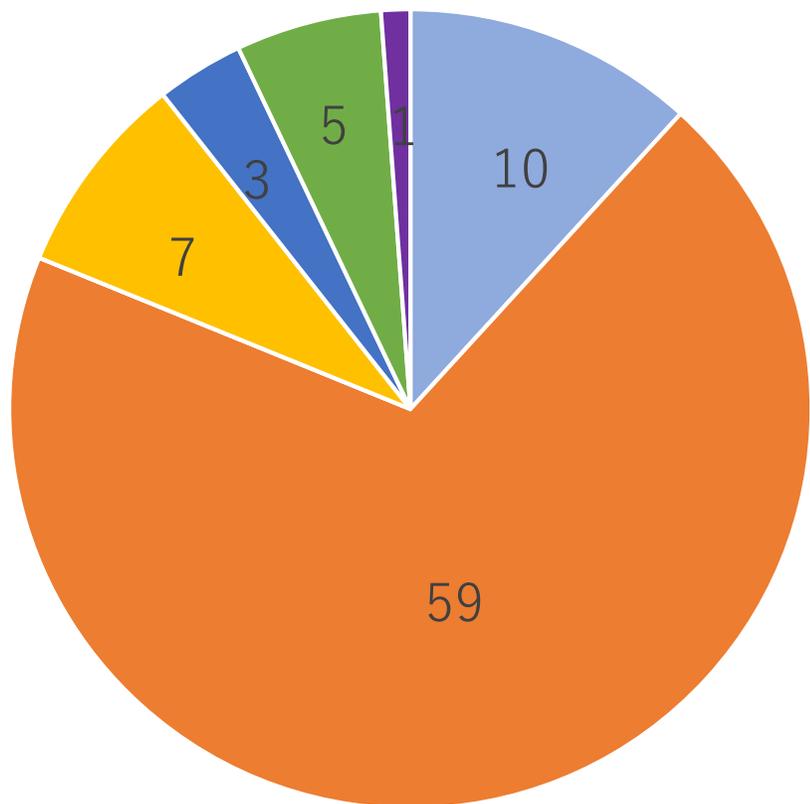
令和7年度から様式が変更されています。ご注意ください。

# 事故件数の集計結果について

令和6年4月1日から同年12月31日までに事故報告書を受理した事故件数は

**85件**

でした。

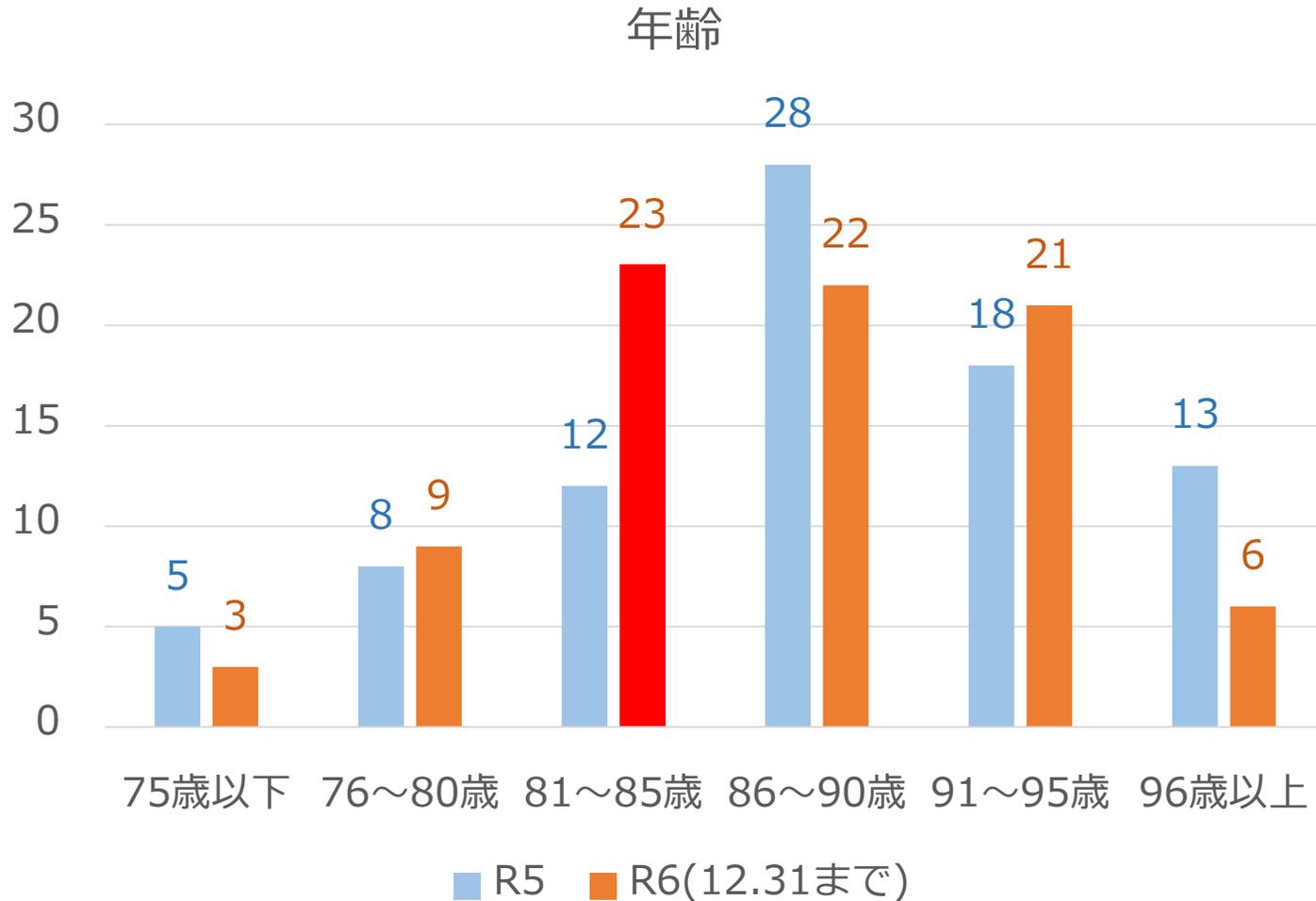


サービス種別	件数
■ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(8)	10
■ 認知症対応型共同生活介護(44)	59
定期巡回・随時対応型訪問介護看護(2)	0
■ 地域密着型通所介護(32)	7
■ 認知症対応型通所介護(7)	3
■ 小規模多機能型居宅介護(12)	5
■ 看護小規模多機能型居宅介護(2)	1
合計	85

※()内は令和6年12月末時点の事業所数。

# 年齢別

年齢別では、81歳～85歳が23件で最も多く、次いで86歳～90歳が22件でした。



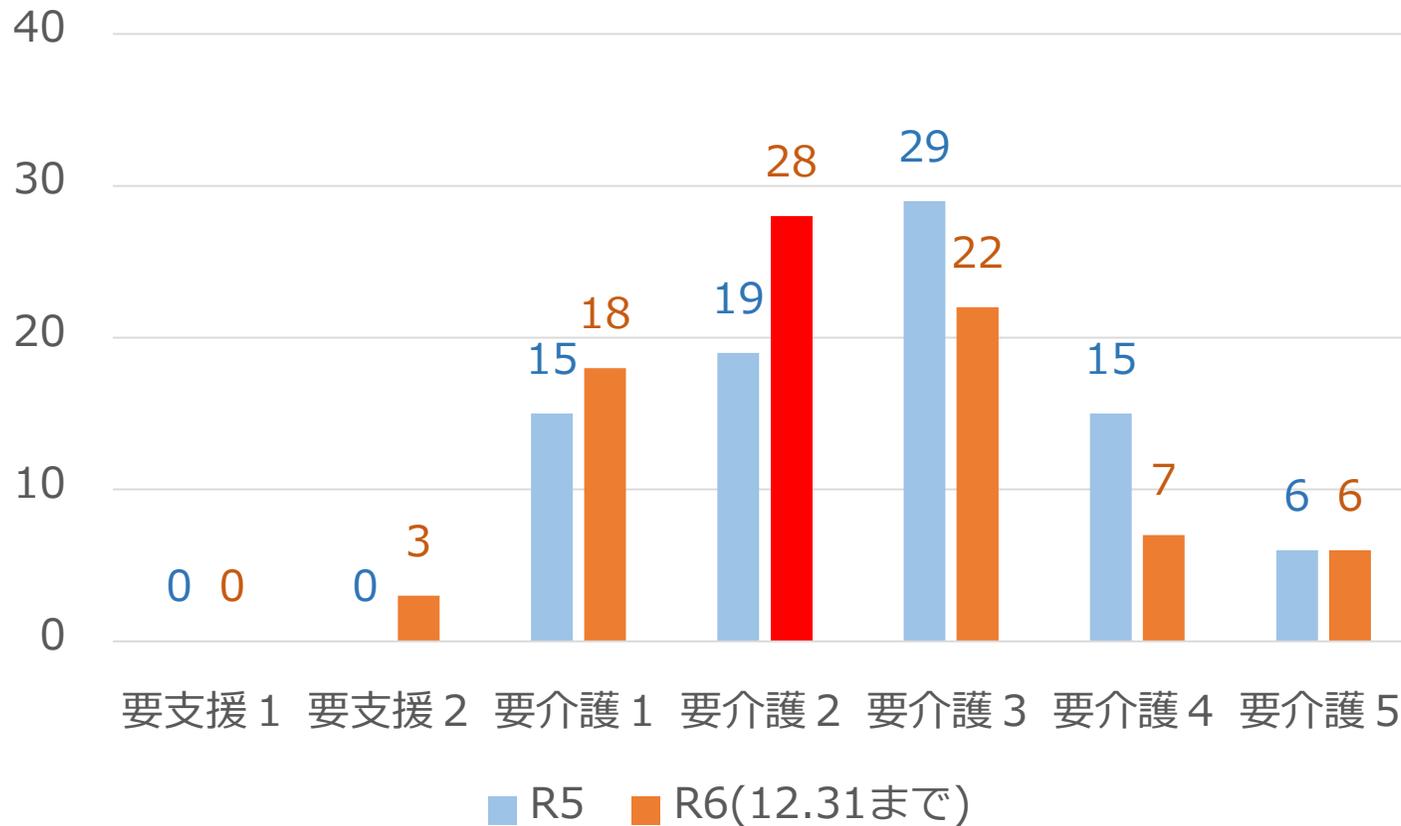
年齢	事故件数
75歳以下	3
76歳～80歳	9
81歳～85歳	23
86歳～90歳	22
91歳～95歳	21
96歳以上	6
合計	84

※対象者が複数となる事故が1件あったため、事故件数が85件とまらない。

# 要介護度別

要介護度別では、要介護2が28件で最も多く、次いで要介護3が22件でした。

要介護度

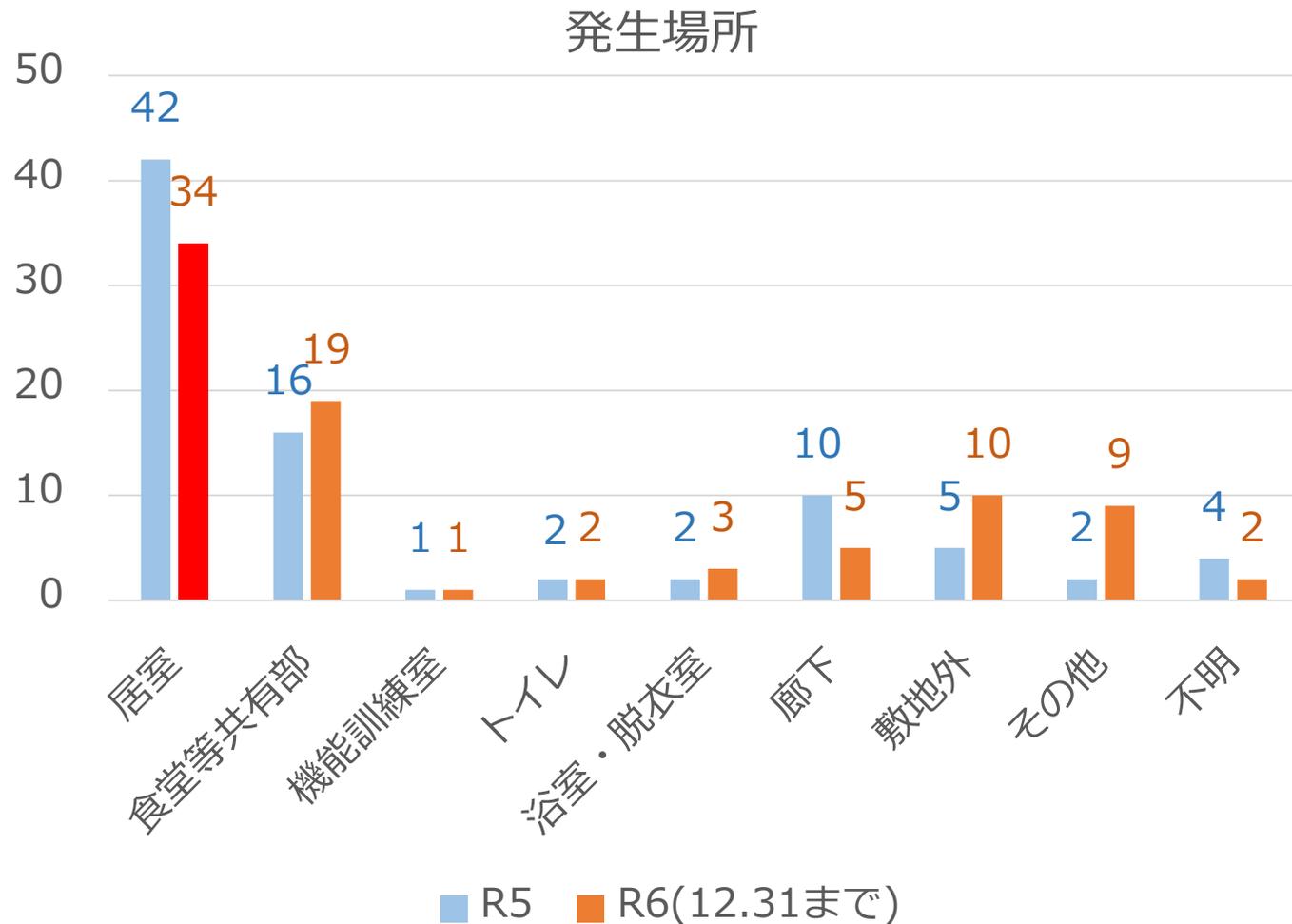


要介護度	事故件数
要支援1	0
要支援2	3
要介護1	18
要介護2	28
要介護3	22
要介護4	7
要介護5	6
合計	84

※対象者が複数となる事故が1件あったため、事故件数が85件とならない。

# 発生場所別

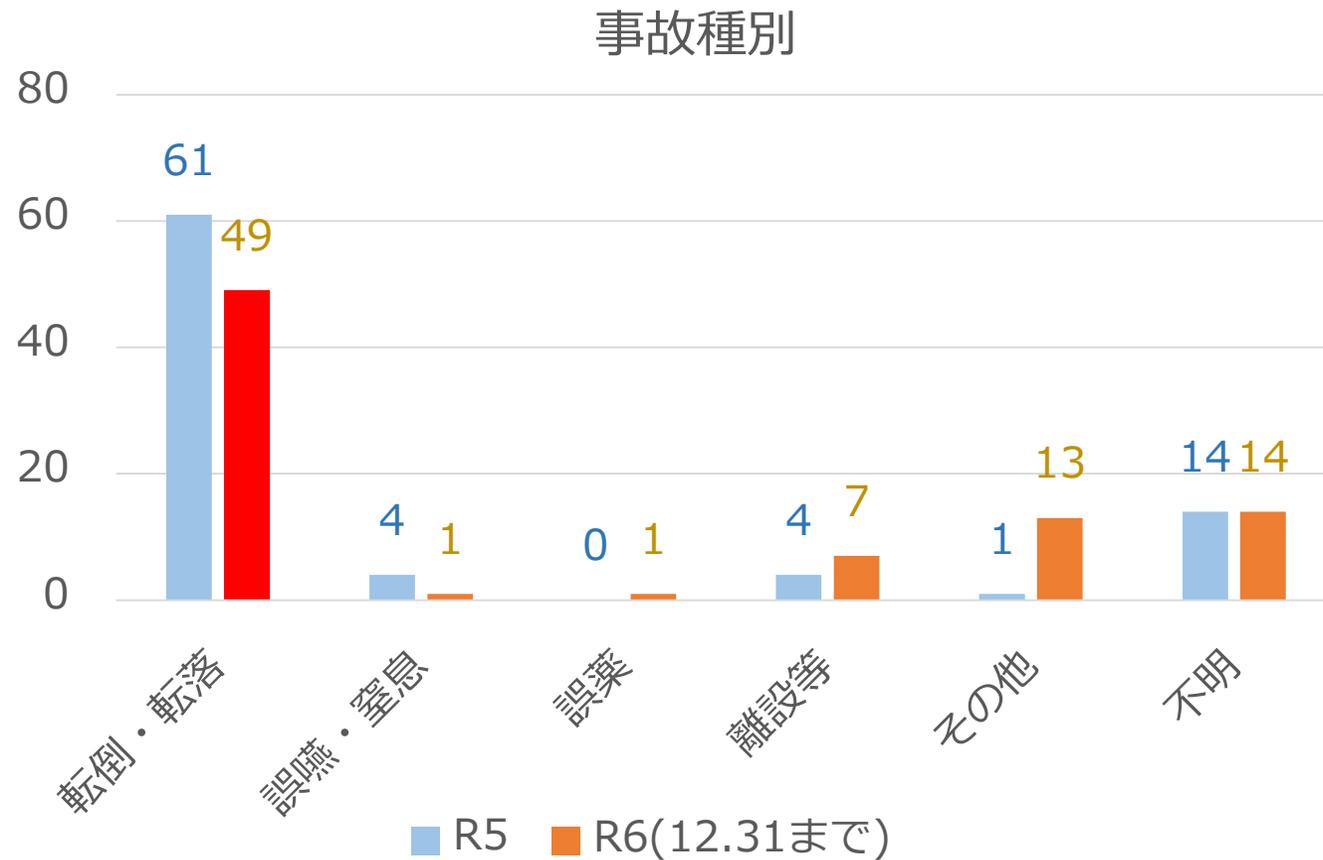
発生場所別では、居室が34件で最も多く、次いで食堂等共有部が19件でした。



発生場所	事故件数
居室	34
食堂等共有部	19
機能訓練室	1
トイレ	2
浴室・脱衣室	3
廊下	5
敷地外	10
その他	9
不明	2
合計	85

# 事故種別

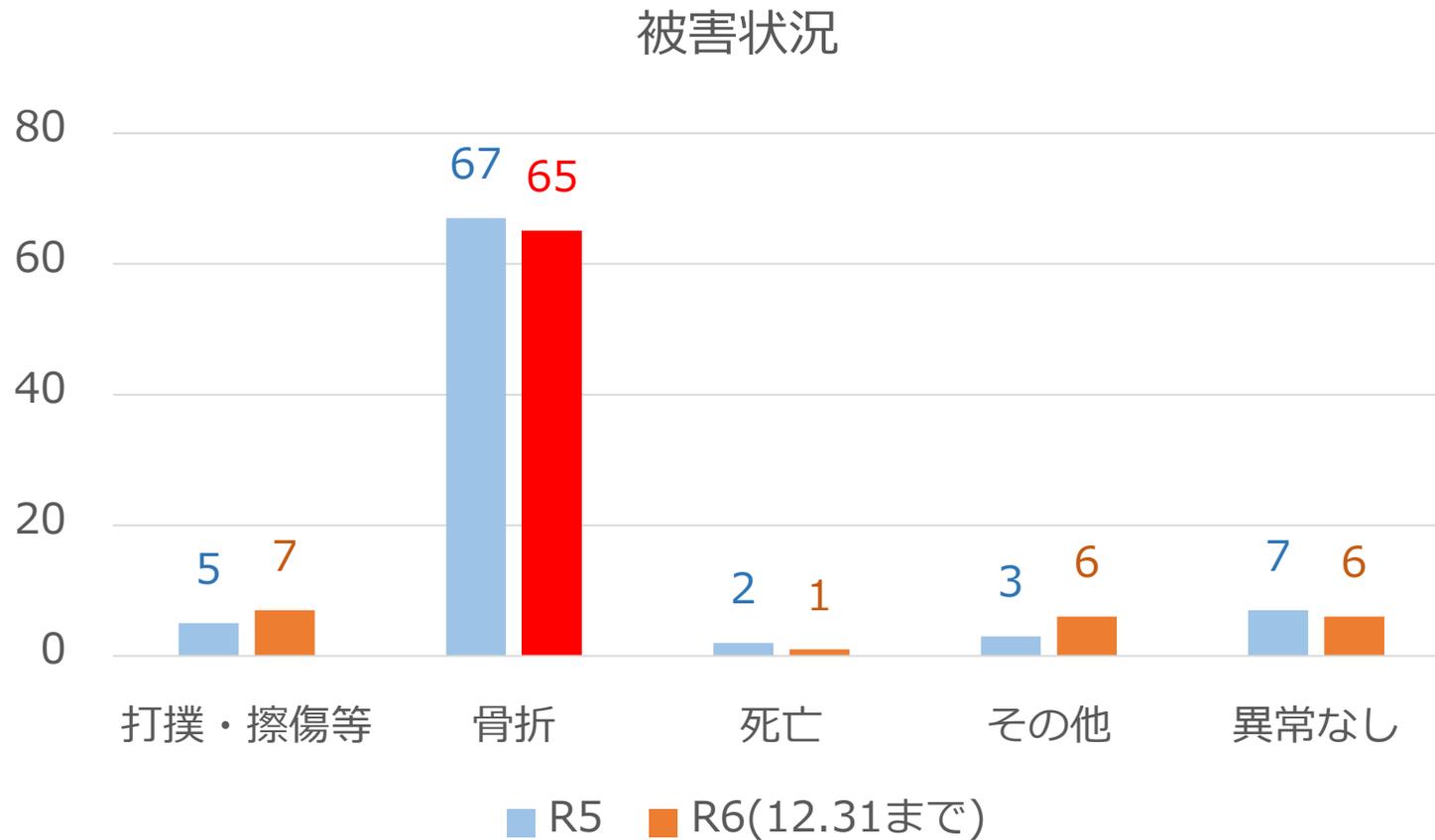
事故種別では、転倒・転落が49件で最も多く、全体の半数を占めています。



事故種別	事故件数
転倒・転落	49
誤嚥・窒息	1
誤薬	1
離設等	7
その他	13
不明	14
合計	85

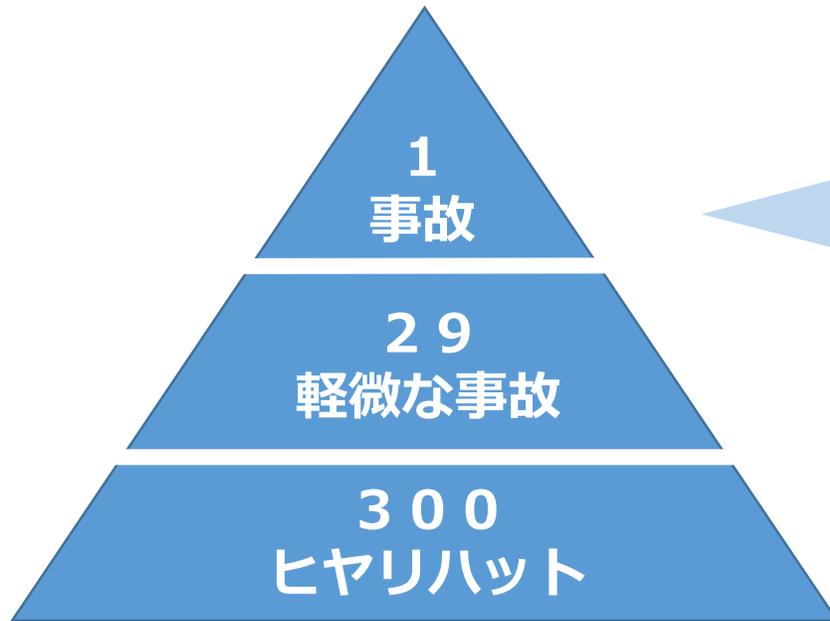
# 被害状況別

被害状況別では、骨折が65件で最も多く、全体の約7割を占めています。



被害状況	事故件数
打撲・擦傷等	7
骨折	65
死亡	1
その他	6
異常なし	6
合計	85

# リスクマネジメントについて



## 【ハインリッヒの法則】

1 件の重大な事故の背後には、29 件の軽微な事故があり、事故には至らなかったが職員が、「ヒヤリ」としたり「ハッ」とした経験が300 件もあるという法則です。

事故という事象の背景には、危険有害要因が数多くあるということであり、ヒヤリハット等の情報をできるだけ把握し、迅速、的確にその対応策を講ずることが必要であるということです。

参考：厚生労働省 職場のあんぜんサイト



介護事故を防ぐためには、事故が起きた際の再発防止策をよく検討することが重要です。

**再発防止策は、必ず個々の事例に応じて検討**するようにしてください。

例えば、転倒による骨折が発生した場合の再発防止策として、以前に発生した骨折による事故の再発防止策とまったく同じ内容となるということはないはずです。

## ⑥ 介護職員等処遇改善加算について

令和7年度の介護職員等処遇改善加算の取得に係る処遇改善計画書の提出についてお知らせいたします。

# 令和7年度計画書の提出期限について

令和7年4月又は5月から算定する場合

**特例** 〈計画書提出期限〉 **令和7年4月15日（火）必着**

令和7年4月から算定区分の変更がある場合は事前に変更届の提出も必要

〈変更届提出期限〉 **令和7年4月1日（火）必着**

令和7年4月から処遇改善加算の算定区分の変更がある場合には、計画書とは別に、変更届及び体制等状況一覧表の提出が必要です。提出期限がそれぞれ違いますのでご注意ください。

なお、介護職員等処遇改善加算Ⅴ(1)～(14)を算定している事業所は、令和7年3月31日で経過措置が終了するため、必ず区分変更の変更届を提出してください。



それぞれの提出期限に遅れた場合は算定することが出来ません。ご注意ください。

# 提出書類について

様式等については、徳島市ホームページに掲載しています。

入力可能な様式は、厚生労働省から公表され次第、掲載いたしますので今しばらくお待ちください。

## 〈様式掲載場所〉

徳島市ホームページ 「令和7年度介護職員等処遇改善加算について」

[https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko\\_fukushi/jigyosha/20250124.html](https://www.city.tokushima.tokushima.jp/kenko_fukushi/jigyosha/20250124.html)



令和7年度から様式が変更されています。ご注意ください。

# 相談窓口について

本加算を活用した処遇改善の実施に関するお問い合わせは、下記の連絡先までお願いいたします。

## 介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省相談窓口

電話番号：050-3733-0222

受付時間：9:00～18:00（土日含む）

介護職員等処遇改善加算について、算定要件の考え方や計画書の概要等の詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。

## 厚生労働省ホームページ

<https://www.mhlw.go.jp/shogu-kaizen/index.html>

# 留意事項について

## ①加算の算定について

処遇改善加算の届出を行った事業所は、賃金改善の方法や就業規則の内容等について計画書を用いて職員に周知してください。また、職員から加算に関する照会があった場合は、書面を用いるなどして分かりやすく回答してください。

## ②提出について

当該加算については、前年度から継続して算定する場合であっても**毎年届出が必要**です。

また、計画書は**指定権者ごと**に提出が必要です。

例) 訪問介護(県)と総合事業(市)の指定を受けている事業所

徳島県と徳島市の双方に提出が必要。 (複数サービスを一括して計画書を作成した場合であっても同様)

# 留意事項について

## ③保管について

根拠資料（添付書類）の提出は原則不要ですが、根拠資料については適切に保管し、指定権者等の求めに応じて速やかに提示できるようにしておいてください。保管が必要な書類については、計画書のチェックリストをご参照ください。

計画書及び根拠資料については、徳島市の条例に基づき **5年間の保存**をお願いしています。

## ④よくある不備について

- ✕ 記入漏れの項目がある。 **（色付きのセルは記入必須です。）**
- ✕ 誓約日が記載されていない。
- ✕  表示がある。
- ✕ 個票（加算種類別）が不足している。
- ✕ 指定を受けている全ての事業所の名称が記載されていない。  
※徳島市保険者がいなくても記載が必要です。

## ⑦ 關係法令

# 関係法令について

本資料内での略称	正式名称
運営基準	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準 (平成18年厚生労働省令第34号)
解釈通知	指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について (平成18年老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)
算定基準	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準 (平成18年厚生労働省告示第126号)
留意事項通知	指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年老計発第0331005号・老振発第0331005号・老老発第0331018号)